

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律による指定認証機関への
 認証事務の委任(九八五・情報企画課)……………1

生活保護法による施術者の指定(九八六・福祉政策課)……………1

生活保護法による医療機関の指定(九八七・福祉政策課)……………1

生活保護法による指定医療機関の事業の休止(九八八・福祉政策課)……………2

生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(九八九・福祉政策課)……………2

保安林予定森林の指定通知(九九〇・九九一・森林整備課)……………3

平成十五年度林業改良指導員資格試験の合格者(九九二・秋田スギ振興課)……………3

大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(九九三・商工業振興課)……………4

大規模小売店舗の新設に関し述べた意見(九九四・商工業振興課)……………4

道路の供用開始(九九五・道路環境課)……………4

道路区域の変更(九九六・道路環境課)……………4

公告

氏名	田口博之	住所	本荘市薬師堂字山崎百二十三 一	施術所の名称	田口接骨院	施術所の所在地	本荘市薬師堂字山崎百二十三 一	業務の種類	柔道整備	指定年月日	平成十五年九月二十六日
----	------	----	-----------------	--------	-------	---------	-----------------	-------	------	-------	-------------

秋田県告示第九百八十七号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

ののための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

告示

秋田県告示第九百八十五号
 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三十四条第一項の規定により、次のとおり指定認証機関に認証事務を行わせることとしたので、同法第三十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺田典城

県管土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部)……………5
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件……………5
 人事委員会告示……………7
 平成十五年度秋田県職員採用試験公告……………7

指定認証機関の名称	所在地	委任年月日
財団法人自治体衛星通信機構	東京都港区虎ノ門五丁目十二番一号	平成十五年十二月一日

秋田県告示第九百八十六号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺田典城

平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
ひがしだい歯科クリニック	齊藤 真	大館市東台四 四 九十三	一般歯科、小児歯科、 歯科口腔外科、矯正歯 科	平成十五年十月十六日
はなぞの薬局	有限会社クローバー薬 局 代表取締役	北秋田郡鷹巣町旭町四 三十一 一	調剤薬局	平成十五年十一月一日

秋田県告示第九百八十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人 神岡診療所	医療法人 神岡診療所 理事長	仙北郡神岡町神宮寺字本郷下六十四 一	平成十五年十月十日

秋田県告示第九百八十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
関医院	関 純	大館市釈迦内字台野道下三十九 三	平成十五年九月二日
石田歯科クリニック	石田 知也	平鹿郡大森町字佐渡三十二 八	平成十五年九月十四日

秋田県告示第九百九十号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡比内町大葛字大差部・字棚沢・鷹巣町綴子字糠沢・七日市字仙戸石沢・田代町岩瀬字岩瀬沢（以上五字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
北秋田郡鷹巣町綴子字糠沢・七日市字仙戸石沢・田代町岩瀬字岩瀬沢（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北秋田郡比内町大葛字大差部・字棚沢・鷹巣町綴子字糠沢・七日市字仙戸石沢・田代町岩瀬字岩瀬沢（以上五字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第九百九十一号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的 水源のかん養

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字小阿仁奥山（次の図に示す部分に限る。）
イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小阿仁奥山（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字小阿仁奥山（次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小阿仁奥山（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田郡上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第九百九十二号

平成十五年十二月一日に実施した平成十五年度林業改良指導員資格試験の結果、次の者が合格したので、林業改良指導員資格試験条例（昭和三十年秋田県条例第四号）第六条の規定に基づき、公表する。

平成十五年十二月十二日

受験番号

氏 名

秋田県知事 寺田典城

- 二 加藤 和代
- 三 佐藤 政樹
- 四 落合 和秀
- 五 春日 重和

秋田県告示第九百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナイス八橋店

秋田市八橋田五郎一丁目百九十七 一ほか

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年十二月四日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から平成十六年一月十三日まで

秋田県告示第九百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

MAXデントリー秋田店

秋田市八橋南一丁目五十二番十五号ほか

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年十二月三日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から平成十六年一月十三日まで

秋田県告示第九百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田岩見船岡線	秋田市太平山谷字一ノ関五四から字中山谷一四二番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十五年十二月十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年十二月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第九百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧		あきた北空港西線	北秋田郡鷹巣町脇神字佐助岱二九番一地先から三八番二まで		二〇・〇〇〇～一〇三・〇〇〇	〇・五二一
あきた北空港西線				〃		二一〇・〇〇〇～六三・五〇〇	〇・五二一

公 告

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年十二月十二日から同月二十五日まで

平成十五年十二月五日県営土地改良事業(市野地区ほ場整備事業(担い手育成型)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) プロテオーム解析装置 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- 二 納入期限 平成十六年三月十日(水)
- 三 納入場所 秋田県立大学事務局
- 四 入札に参加する者に必要な資格

三 契約条項を示す場所等
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 (三) 秋田県の出日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月十二日(金)から同月二十二日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十六年一月九日(金)午前十一時

五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
 規則第六十六条に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
 により決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
 に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭
 和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 (一) 購入物品名及び数量
 走査型プロープ顕微鏡 一式
 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (二) 納入期限
 平成十六年三月十日(水)
- (三) 納入場所
 秋田県立大学事務局
- (四) 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (五) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を除き、平成十五年十二月十二日(金)から同月二十二日(月)
 までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年一月九日(金)午前十一時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百
 六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
 する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
 を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希
 望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
 により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
 に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭
 和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 (一) 購入物品名及び数量
 シーロメーター 一台
 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限
平成十六年三月二十九日(月)
- (四) 納入場所
秋田県立大学事務局

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十五年十二月十二日(金)から同月二十三日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年一月九日(金)午前十一時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」といふ。)第六

十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、これにより決定する。

人事委員会公告

- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

平成15年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4・5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成15年12月12日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類及び程度

平成15年度秋田県職員採用上級試験(特別公募) 大学卒業程度

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
薬剤師	1	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事します。

3 給与

初任給(平成15年12月1日現在)は原則として、医療職給料表(二)2級2号176,600円が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤続手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のア若しくはイの要件を満たす者で、薬剤師の免許を有する者又は平成15年度中に実施する薬剤師の国家試験で薬剤師の免許を取得する見込みの者が受験出来ず。

ア 昭和49年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者

イ 昭和57年4月2日以降に生まれた者であって、大学(短期大学を除く。)を卒業したものの若しくは平成16年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの。

5 試験の実施日、場所、方法等

秋 田 県 公 報

- (1) 第1次試験
 - ア 実施日
平成16年1月25日(日)
 - イ 場所
秋田県庁正庁 秋田市山王四丁目1番1号
 - ウ 方法
大学卒業程度の教養試験、専門試験及び論文試験を行う。
 - エ 合格者の発表
平成16年2月3日(火)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
 - (2) 第2次試験
 - ア 実施日及び場所
平成16年2月中旬に、秋田市において行う。
 - イ 方法
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。
 - (3) 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
 - (4) 最終合格者の発表
平成16年2月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
 - 6 採用の方法及び予定時期
 - (1) 方法
最終合格者は、採用候補者名簿に記載され、秋田県知事からの請求に応じて人事委員会が提示する。秋田県知事は、提示された者を採用者と決定する。ただし、最終合格者で薬剤師免許を取得する見込みのものが、平成15年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免許を取得出来なかった場合は、採用候補者名簿から削除される。
 - (2) 予定時期
平成16年4月以降。
 - 7 受験手続
 - (1) 受験申込書の交付
秋田県人事委員会事務局、県庁総合案内、総合生活文化会館(アトリオン)、各地方振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びAターナザ秋田において交付する。

- (2) 受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入して秋田県人事委員会事務局に提出すること。
- (3) 申込受付期間
日曜日、土曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く、平成15年12月12日(金)から平成16年1月14日(水)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。
なお、郵送による申込みは、平成16年1月14日(水)までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 8 その他
 - (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。
 - (2) 試験の詳細については、別の受験案内が作成されているので参照すること。

出 張

ペーシ	段	行	添	出
		平成十五年九月十九日(千五百六号)掲載の秋田県告示第七百五十一号(保安林予定森林の指定通知) (原簿照す)		
四	上	一三か 五三四	雄勝郡雄勝町秋ノ原字原 月三〇一	雄勝郡雄勝町秋ノ原字原 月三〇一(次の図に示す部分に照す。)
四	上	一三三か 五三三	(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、秋田地域振興局農林部及び雄勝地域振興局農林部並びに秋田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、秋田地域振興局農林部及び雄勝地域振興局農林部並びに秋田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

発行 秋 田 県

秋田県庁正庁一四一郵便局

電話 一四三三三三三三

印刷 所

印刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 018-876-6666 FAX 018-876-6666
E-mail: matsubarara@matsubarara.co.jp
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社

